

M i r a i V a l u e 投資一任約款

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、当社が「M i r a i V a l u e」（サービス名称）により提供するサービスに係る、お客さまと三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資一任契約（以下「本契約」といいます。）の内容を定めるものです。

(約款及び利用規定の適用等)

第2条 本約款に別途定める場合を除き、本約款において定義されていない用語の意義は、当社の以下（1）乃至（7）の約款及び利用規定（但し、メイン口座を利用する取引に関して特定口座の設定を申込んでいない場合には、（2）及び（3）の約款を除きます。）（以下「証券取引約款等」といいます。）に従うものとします。

- (1) 証券取引約款（個人のお客さま用）
 - (2) 特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款
 - (3) 特定管理口座約款
 - (4) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款
 - (5) オンライントレード・テレフォントレード利用規定
 - (6) オンライントレード電子交付サービス利用規定
 - (7) オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定
- 2 MV サービスには本約款のほか証券取引約款等も適用されるものとします。但し、本約款の規定と証券取引約款等の規定が矛盾又は抵触する場合、本約款の規定が優先するものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款において、次の各号に定める用語は、文脈上その他の意味を有することが明らかな場合を除き、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) MV サービス
本約款に基づきお客さまより運用に係る投資判断の一任や投資を行うのに必要な権限の委任を受け、当社がお客さまに代わりお客さまの資産の運用を行うサービス、並びに、証券取引約款等に基づきお客さまのラップ口座内の資産及びラップ口座の管理を適切に行うサービスをいいます。
- (2) 投資運用サービス
第14条第1項に定める運用開始日より開始される具体的な MV サービス（投資対象有価証券による運用資産の運用を含みます。）のことをいいます。
- (3) 営業日

国内において当社が営業している日をいいます。

(4) MV アプリ

オンライントレードによる MV サービスをお客さまにご利用いただくための、当社所定の MV サービス専用のスマートフォン用アプリケーション（又はインターネットウェブサービス）をいいます。

(5) メイン口座

ラップ口座を開設するにあたって、お客さまが当社の証券取引約款に基づき当社の取引店に開設した取引口座であって、MV アプリへのログイン時にご入力いただく口座番号によって特定される取引口座をいいます。

(6) ラップ口座

本約款に基づき当社がお客さまの資産を運用するために、お客さまが本約款に基づき当社の投資顧問部に開設した MV サービス専用の取引口座をいいます。

(7) 最低投資金額

投資運用サービスの開始の基準となる金額をいい、10 万円とします。

(8) 運用資産

金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づく投資として、本約款に基づき当社がその運用を行うお客さまの資産をいいます。

(9) 投資対象有価証券

第 15 条第 2 項各号に定めるラップ専用の国内公募投資信託をいいます。

(10) MRF

「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定める「国際の MRF コース」に係る MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権をいいます。

（MV サービスの提供）

第 4 条 当社は、個人のお客さまに対し、本約款に基づき MV サービスを提供するものとします。

（投資判断の一任）

第 5 条 お客さまは、運用資産の運用に関して、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部を当社に一任し、当社はこれを引受けます。

（投資の権限委任）

第 6 条 お客さまは、当社に対し、前条に定める投資判断に基づき、投資を行うために必要な権限を委任します。

2 前項で委任された権限に基づき当社が運用を行った結果は、すべてお客さまに帰属します。

（運用資産の保護）

第 7 条 当社は、運用資産を当社の資産とは分別して保管します。なお、運用資産は預金保険制度の対象ではありません。

(運用の基本方針)

- 第8条 MVサービスにおける運用資産に係る運用方針（以下「MV運用方針」といいます。）は、当社が提供するお客様のリスク特性に係る診断を基に、お客様が選択した当社所定のリスクレベル（以下「MVリスクレベル」といいます。）に応じて、グローバル市場で代表的な投資対象に国際分散投資し、リスク水準に配慮しながら中長期にわたり運用資産の安定的な成長を目指すものとします。
- 2 MVサービスによる運用において投資対象となる有価証券は、原則として投資対象有価証券とし、当社は、運用資産をラップ口座において当社の判断により運用します。

(MVサービスの申込条件)

- 第9条 お客様は、以下のすべての条件を満たしている場合に、MVサービスの利用申込みを行えるものとします。
- (1) 証券取引約款に基づき、メイン口座を開設していること
 - (2) メイン口座を利用する取引に関して、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に基づきインターネットトレード及びスマートフォンサービスをご利用いただいていること
 - (3) 当社に対して「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号の告知を行っていること

(申込方法)

- 第10条 本契約は、当社所定の方法によりお客様がMVサービスの利用申込みを行い、当社がこれを受諾した日に成立するものとします。

(ラップ口座の利用)

- 第11条 お客様がMVサービスをご利用いただくにあたっては、メイン口座とは別にラップ口座を開設し、ご利用いただきます。
- 2 お客様がMVサービスをご利用いただくにあたっては、以下のとおりの取扱いを行います。
- (1) ラップ口座の開設時点において、メイン口座に関してお届けいただいているお客様の住所、氏名、生年月日その他メイン口座の開設に必要な届出事項については、ラップ口座に関しても同様の内容でのお届けがあったものとして取扱います。
 - (2) MVサービスに関して、「オンライントレード電子交付サービス利用規定」に定めるオンライントレード電子交付サービス及び「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定めるオンライントレード報告書等電子交付サービスをお申込みいただいたものとして取扱います。
 - (3) MVサービスに関して、「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定める「国際のMRFコース」をお申込みいただいたものとして取扱います。

(当社がお客様に提供するサービスの利用制限等)

第12条 当社は、MVサービスに関して、お客さまへの金銭及び有価証券の貸付を行わず、また、金銭及び有価証券の貸付を希望されるお客さまに対して、第三者への紹介並びに第三者が行う貸付の媒介、取次ぎ及び代理は一切行いません。

- 2 お客さまは、MVサービスに関して、お客さま自身の投資判断に基づく証券取引を行うことはできません。
- 3 お客さまは、MVサービスに関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券カードをご利用いただくことはできません。

(MVサービスの利用)

第13条 MVサービスに関するお客さまによる申込みは、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」の定めに拘わらず、スマートフォンサービス又はインターネットトレードによってのみ行うことができるものとします（但し、第16条第1項①の規定に基づき増額の申込みがあったものとみなされる場合を除きます。）。

- 2 MVサービスにおいては、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」の定めに拘わらず、テレフォントレードをご利用いただくことはできません。
- 3 MVサービスの利用に際しては、メイン口座の口座番号とメイン口座でオンライントレードをご利用いただくにあたり設定されているパスワードをMVアプリへのログイン時に入力いただきます。
- 4 MVサービスにおいては、「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」の定めに拘わらず、MVサービスに係る運用報告書及び契約締結時交付書面をスマートフォンサービスでのみ閲覧することができます。
- 5 MVサービスにおいては、「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」の定めに拘わらず、「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定めるオンライントレード報告書等電子交付サービスのお申込み及び解約の申し出に対する承諾日は、インターネットトレードに掲載しません。なお、当該承諾日はMVサービスの利用申込みに対し、当社がこれを受諾した日と同一とします。
- 6 MVサービスにおいては、「オンライントレード電子交付サービス利用規定」の定めに拘わらず、「Mirai Value 投資一任契約の契約締結時交付書面」新旧対照表」を同規定により電子交付する書面として取扱います。

(投資運用サービスの開始と終了)

第14条 投資運用サービスは、本契約締結後、お客さまのラップ口座への入金によりお客さまのラップ口座内で管理又は運用されているMRF及びお預り金（以下「ラップ口座内MRF等」といいます。）の残高が最低投資金額以上になったことを当社が所定の方法により確認した日（以下「運用開始日」といいます。）より開始します。

- 2 お客さまが運用資産の全売却の申込を行った場合、当社が運用資産としての投資対象有価証券の全部を売却の上、ラップ口座内MRF等から第23条第1項に定める報酬の金額を控除した金額をお客さまの指定預貯金口座に支払うことにより、投資運用サービスは終了します。

- 3 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、メイン口座への入金により行います。
- 4 投資運用サービスが終了した場合であっても本契約は自動的には終了せず、お客様のラップ口座への入金によりラップ口座内 MRF 等の残高が最低投資金額以上になった日より、投資運用サービスが再開されます。なお、疑義を避けるために付言すると、当該日も運用開始日に該当するものとします。

(運用の方法及び投資対象有価証券)

第 15 条 MV サービスによる運用の方法は、お客様毎の個別運用とします。但し、複数のお客さまの運用資産に係る運用が、結果として同一の様態となる場合があります。なお、この場合においても、取得した資産又は売却の精算金額の配分は個別に実施します。

- 2 MV サービスによる運用において投資対象となる有価証券は、ラップ専用の国内公募投資信託である以下の銘柄（〔 〕内は投資分野）とします。但し、当社は、当社がお客様の利益に資すると判断した場合には、銘柄を変更することがあります。また、運用資産の一部については MRF として運用します。
 - ① 国内株式インデックス・オープン（ラップ向け）[国内株式]
 - ② 国内債券インデックス・オープン（ラップ向け）[国内債券]
 - ③ 国内リートインデックス・オープン（ラップ向け）[国内リート]
 - ④ 先進国株式インデックス・オープン＜為替ヘッジなし＞（ラップ向け）[先進国株式]
 - ⑤ 先進国債券インデックス・オープン＜為替ヘッジなし＞（ラップ向け）[先進国債券]
 - ⑥ 先進国リートインデックス・オープン＜為替ヘッジなし＞（ラップ向け）[先進国リート]
 - ⑦ 新興国株式インデックス・オープン（ラップ向け）[新興国株式]
 - ⑧ 新興国債券インデックス・オープン（ラップ向け）[新興国債券]
- 3 前項に定める各銘柄の委託会社は、①と⑦については三菱UFJ国際投信株式会社、その他についてはすべてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社になります。三菱UFJ国際投信株式会社は、当社の関係法人（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び第 4 項に規定する法人）です。
- 4 MV サービスによる運用において投資信託を売却する場合、その売却方法は解約請求によるものとします。

(申込み及び注文の種類等)

第 16 条 MV サービスにおいて、お客様は、当社所定の方法により、以下の申込みを行うことができるものとします。

- ① 増額（投資運用サービスの新規運用開始を含む）の申込み：運用資産の金額を増額する旨の申込みのことです。なお、当社所定の方法によりラップ口座への入金があった場合、当該入金額全額について、増額の申込みがあったものとみなします。
- ② 減額の申込み：運用資産の金額を減額し、出金する旨の申込みのことです。
- ③ 全売却の申込み：運用資産としての投資対象有価証券を全て売却し、出金する旨の申

込みのことです。

- ④ MV リスクレベル変更の申込み：お客さま毎に設定されている MV リスクレベルを他の MV リスクレベルに変更する旨の申込みのことです。
 - ⑤ 毎月積立に関する申込み：毎月積立に関する事項を変更する旨の申込みのことです。
- 2 MV サービスにおいて、当社は、運用資産としての投資対象有価証券に関して、以下の売買注文を行うものとします。
- ① お客さまによる増額、減額又は全売却の申込みに伴う売買注文
 - ② お客さまによる MV リスクレベル変更の申込みに伴う売買注文
 - ③ お客さまの申込みを伴うことなく、当社による定期的又は投資環境の急変時等における臨時的な MV 運用方針の見直し（投資対象有価証券の銘柄の変更や MV リスクレベル毎に当社が定める投資対象有価証券の投資比率（以下「基本資産配分比率」といいます。）の変更を含みます。）による売買注文
 - ④ 投資環境の変化等により、運用資産としての投資対象有価証券の実際の投資比率が基本資産配分比率に応じて設定される一定の範囲を超えた場合に、お客さまの申込みを伴うことなく、実際の投資比率を当該範囲内に戻すための売買注文
- 3 前項に定める売買注文の執行期間中にお客さまが新たに申込みを行った場合、その内容によっては、当社が当該申込みを受け付けられない期間があります。
- 4 減額の申込みの際、申込時における運用資産の時価評価額から減額の申込みに係る金額を控除した額が 10 万円を下回ることとなる申込みはできないこととします。

（増額又は減額の申込みがあった場合の取扱い）

第 17 条 増額（投資運用サービスの新規運用開始を含む）の申込みがあった場合、当社は、当該申込みに係る入金額全額について、お客さま毎に設定されている MV リスクレベルに応じて本約款に従った運用を実施するものとします。

- 2 前項に定める運用としての投資対象有価証券の買付注文を実施する場合は、原則として、前項に定める申込みを当社が所定の方法により確認した日（投資運用サービスの新規運用開始の場合は運用開始日）の翌営業日に行うものとします。
- 3 減額の申込みがあった場合、当社は、運用資産としての投資対象有価証券を売却の上、減額の申込みに係る金額をお客さまの指定預貯金口座に支払います。
- 4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、メイン口座への入金により行います。

（処分等の禁止）

第 18 条 ラップ口座で保有する運用資産に係るお客さまによる処分等については、以下の制約があります。

- （1） お客さまは、運用資産又は運用資産に係る権利の一部又は全部について、譲渡又は担保権を設定することはできません。
- （2） お客さまは、運用資産の一部又は全部について、他の口座管理機関の振替決済口座又はメイン口座へ振替えることはできません。

(3) お客様は、他の口座管理機関の振替決済口座又はメイン口座に記載又は記録された有価証券を、運用資産として振替えることはできません。

(運用資産の時価評価額の算出方法)

第19条 MVサービスにおいては、投資対象有価証券又はMRFに関して、投資信託評価額（各評価日において各投資対象有価証券又はMRFに係る投資信託の信託約款に基づき計算される基準価額に基づき算出した時価評価額のこと）を運用資産の時価評価額として採用します。

(償還金、収益分配金の処理等)

第20条 投資運用サービスが提供されている期間に運用資産としての投資対象有価証券に係る償還金又は収益分配金等が発生した場合、当社は、本約款に従った運用を行うこととし、お客様への返還は行いません。

- 2 本契約が有効であり、かつ投資運用サービスが提供されていない期間に運用資産としての、又は運用資産に含まれていた投資対象有価証券又はMRFに係る償還金又は収益分配金等が発生した場合、当社は、当社所定の方法により、MRFを買付け、又は当該償還金又は収益分配金等をお客さまに返還します。
- 3 本契約の終了後に運用資産に含まれていた投資対象有価証券又はMRFに係る償還金又は収益分配金等が発生した場合、当社は、メイン口座への入金又は指定預貯金口座へ送金することにより当該償還金又は分配金等を返還します。

(運用の責任等)

第21条 当社は、本約款に従い忠実に運用資産を運用した結果お客様に生じた損害については、その損害を賠償及び補償する責任を負いません。

- 2 当社は、災害やシステム障害等当社の責に帰すべからざる事由に起因して、本約款に基づく運用資産の運用を行うことができなかつことによりお客様に生じた損害について、その損害を賠償及び補償する責任を負いません。
- 3 当社は、前二項に定める損害の賠償及び補償並びに本契約の遂行に関し、お客様に対する特別の利益の提供は行わないものとし、お客様はこれらを当社に求めないものとします。

(契約期間)

第22条 本契約においては、契約期間を定めないものとします。

(報酬及び間接費用)

第23条 お客様は、当社がお客様にMVサービスを提供することの対価として、当社に対して投資顧問料及び口座管理手数料（以下、総称して「MV報酬」といいます。）を支払うものとします。

- 2 お客様は、MVサービスに係る間接的な費用として、運用資産としての投資対象有価証

券及びMRFに係る運用管理費用等（以下「間接費用」といいます。）を負担するものとします。

- 3 MV報酬に係る報酬料率、金額の計算方法、支払時期及び支払方法並びに間接費用の詳細は本約款の附則に定めます。

（本契約の解約）

第24条 お客様は、本契約が有効である期間においても、当社所定の手続きにより申込むことによりいつでも本契約を解約することができます。

- 2 当社は、次の各号のいずれかの場合、お客様に対し書面、メール、FAX又は電話等の方法で通知することにより、本契約を解約できるものとします。

- (1) MVサービスに関して、「証券取引約款（個人のお客さま用）」、「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「オンライントレード電子交付サービス利用規定」及び「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定める解約事由が発生した場合
 - (2) メイン口座を利用する取引に関して、「証券取引約款（個人のお客さま用）」、「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合
 - (3) お客様に以下の事由が生じた場合
 - ① お客様の死亡に係る届出を当社が確認した場合
 - ② お客様が日本に居住しない旨の届出があった場合又はお客様が日本に居住しないこととなったことを当社が確認した場合
 - ③ お客様が破産手続きの開始の決定を受けたことを当社が確認した場合
 - ④ 上記①乃至③のほか、本契約を継続し難いものと当社が判断した場合
 - (4) お客様が第30条第1項①の変更に必要なお届出を行わず、当社より送付した郵便物が不着となった後、当社が定める一定の期間が経過した場合
 - (5) やむを得ない事情により、MVサービスの提供を継続し難いものと当社が判断した場合
- 3 前二項の規定に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は、全売却の申込みがあったものとして取扱い、運用資産としての投資対象有価証券を売却の上、ラップ口座内MRF等から第23条第1項に定める報酬の金額を控除した金額をお客さまの指定預貯金口座（但し、前項第3号①の規定に基づく解約の場合はメイン口座）に支払います。
- 4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、メイン口座への入金により行います。

（支払日）

第25条 お客様が減額又は全売却の申込みを行った場合における当社がお客様にお支払いする金銭の支払日は、原則として、投信最終受渡日（特定の減額又は全売却の申込みに伴う投資対象有価証券の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のことをいいます。以下、

同様。) から起算して 2 営業日後の日とします。

(反社会的勢力の排除)

第 26 条 お客さま及び当社は、現在、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 お客さま及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 お客さま又は当社が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・誓約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方は何ら通告・催告を要せず本契約を解約することができるものとします。この場合、第 24 条第 3 項が適用されるものとします。

(お客さまへの報告)

第 27 条 当社は、投資運用サービスが提供されている期間を対象期間として、金融商品取引法第 42 条の 7 第 1 項に基づく運用報告書を 3 月末、6 月末、9 月末及び 12 月末基準で作成し、お客さまに交付します。

(発注先証券会社等)

第 28 条 当社は運用資産の運用に係る注文を、当社の証券部門に発注します。なお、お客さまへの取引報告書の交付により、一般社団法人 日本投資顧問業協会の定める、取引実施後の以下に定める開示項目の開示に代えるものとします。

- (1) 当社の証券部門に発注した旨
 - (2) 自己取引・委託取引の別
 - (3) 当社の証券部門への発注がお客さまの利益に資すると判断した理由
 - (4) 取引実施日
 - (5) 証券種別・銘柄、売買の別、数量及び価格
- 2 お客さまは、本契約の締結により、前項 (1) 乃至 (5) の項目の開示の方法について同

意したものとします。なお、本契約の契約期間中、お客さまはこの同意について変更を申込むことはできません。

(関係法人等設定投信の組入れ)

第29条 当社は、当社がお客さまの利益に資すると判断した場合には、次の各号に定める内容にて、当社の関係会社である投資信託委託会社が設定する投資信託（以下「関係法人等設定投信」といいます。）をお客さまの運用資産に組入れる場合があり、お客さまは本契約の締結によりこれに同意したものとします。なお、本契約の契約期間中、お客さまはこの同意について変更を申込むことはできないものとします。関係法人等設定投信を組入れる場合、その組入比率には上限を設けません。

- (1) 投資信託委託業を営む当社の関係会社の名称
三菱 UFJ 国際投信株式会社
- (2) 投資する対象及びその投資分野
第15条第2項①及び⑦に定める国内公募投資信託及び投資分野。
- (3) お客さまは、本契約の締結により、関係法人等設定投信の組入実施後及び売却実施後、以下の項目の開示を不要とすることについて、お客さまは同意したものとします。なお、本契約の契約期間中、お客さまはこの同意について変更を申込むことはできないものとします。

<組入実施後>

- ① 関係法人等設定投信を組入れた旨及び実施日（約定日）
- ② 組入れた投資信託の名称、金額
- ③ 組入れに伴うコストのうちお客さまが負担した額
- ④ 組入れがお客さまの利益に資すると判断した理由
- ⑤ 投資信託の目論見書及び運用報告書
- ⑥ 当社が投資信託委託会社に助言を行い又は運用権限の委託を受ける投信にあっては、当社が受取る投資信託に係る報酬

<売却実施後>

- ① 関係法人等設定投信の売却を実施した旨、実施日（約定日）及びその関係法人等名
- ② 当該投資信託の名称、金額
- ③ 売却に伴うコストのうちお客さまが負担した額
- ④ 売却がお客さまの利益に資すると判断した理由

(変更手続き)

第30条 お客さまは以下の変更等があったときは、速やかに当社所定の方法により当社へお届出いただくものとします。

- ① 住所、氏名、お届出印の変更
- ② 家庭裁判所の審判による、後見、保佐若しくは補助の開始又は任意後見監督人の選任
- ③ その他本契約の履行に影響を及ぼすような重要事項の変更

- 2 前項に定めるお届出によるほか、メイン口座に関する届出事項又は申込事項の変更により、ラップ口座に関する届出事項又は申込事項も変更されるものとします。

(本約款の変更)

- 第 31 条 本約款は、法令の変更又は監督官庁若しくは振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
- 2 当社は、前項の規定に基づき本約款を改定するときは、その効力発生日を定め、この約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びに効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。

(免責事項)

- 第 32 条 当社は、以下の場合のお客さまの損害については、その責を負わないものとします。
- (1) 当社が手続書類、諸届その他の書類に押捺されたお客様の印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて MV サービスに関する手続きを行った場合
 - (2) 当社が本約款に定める解約事項により契約の解約を行ったことによってお客様に損害が生じた場合
 - (3) 天災地変、その他当社の責によらない事由により、本約款に基づく投資信託の投資一任運用及び運用資産の速やかな返還ができなかったことにより損害が生じた場合
 - (4) 第 30 条第 1 項に定めるお客様に関する変更等に関して、お客様が当社に対して必要な手続きを速やかに行わなかったことにより損害が生じた場合

(善管注意義務及び忠実義務)

- 第 33 条 当社は、MV サービスの遂行にあたっては、本契約の本旨に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、お客様のため忠実にこれを行うものとします。

(秘密保持)

- 第 34 条 当社は、本契約に関連して知り得たお客様の財産状況その他の秘密を厳守するものとします。
- 2 前項の定めに拘わらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約に関連して知り得た情報を開示することができるものとします。
- (1) 当社が、MV サービスの遂行に資するため、弁護士、公認会計士、税理士その他の法令上秘密保持義務を負う専門家に対して開示するとき。
 - (2) 当社が、法令諸規則（公的機関及びこれに準ずる団体の定める規則、手続、基準及びガイドライン並びに判決、決定及び命令を含みます。）に基づき公的機関又はこれに準ずる団体から情報の開示を求められたとき。
- 3 お客様は、本契約の内容及び当社の提供する MV サービスの内容を、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は第三者と共同して利用しないものとします。

(法令の遵守)

第 35 条 当社は、本約款に定める義務の履行に際しては、本約款に定める事項のほか、金融商品取引法及び関係法令を遵守します。

(協議事項)

第 36 条 本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、お客さま及び当社双方は誠意をもって協議の上、その決定又は解決を図るものとします。

(裁判管轄)

第 37 条 お客さま及び当社は本約款の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(各種照会等に係る連絡先)

第 38 条 本約款又は MV サービスに関連する各種照会等に関する連絡先は、お客さまのメイン口座のある取引店とします。

以上

2023年9月

【附則】

第 23 条第 3 項に定める「MV 報酬に係る報酬料率、金額の計算方法、支払時期及び支払方法並びに間接費用の詳細」は以下の通りとします。

<MV 報酬>

(1) 報酬料率（年率）

- ・投資顧問料 : 0.25% (税抜)、0.275% (税込)
- ・口座管理手数料 : 0.75% (税抜)、0.825% (税込)
- ・合計 : 1.00% (税抜)、1.100% (税込)

(2) 報酬金額の計算方法

① 1 日あたり報酬金額

投資顧問料及び口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の投資信託評価額及びお預り金の合計額に投資顧問料及び口座管理料の各報酬料率（税込）を乗じ、365 日（閏年は 366 日）で除して得られた額（小数点以下第 9 位を切捨て）を 1 日あたり報酬金額とします。なお、この計算は運用開始日から投信最終受渡日（全売却に伴う、運用資産で組入れている複数の投資信託の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のことをいいます。以下同じ）前日まで行います。

② 1 月あたり報酬金額

各月の月初（但し、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末まで（以下「計算期間」といいます。）の 1 日あたりの各報酬の合計金額（円未満切捨て）を 1 月あたり報酬金額とします。なお、全売却のお申込みを行われた場合は、1 月あたり報酬金額の計算は行いません。

③ 全売却時報酬金額

初回運用開始日から全売却に伴う投信最終受渡日前日までの 1 日あたりの各報酬の合計金額から、既に引落とし済みの 1 月あたりの各報酬の合計金額及び既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合は当該全売却時報酬金額の合計金額を減じて得られた額（円未満切捨て）を全売却時報酬金額とします。

なお、③で定める全売却時報酬金額には(i)既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合において切り捨てられた円未満の金額及び(ii)既に引落とし済みの 1 月あたりの各報酬の合計金額において切り捨てられた円未満の金額の合計金額のうち整数部分が含まれています。左記の合計金額のうち円未満の部分は次回の全売却時報酬金額計算時に(i)になります。

(3) 報酬支払方法

前号に定める報酬金額を次号に定める報酬支払時期に、ラップ口座内 MRF 等より引落とします。

(4) 報酬支払時期

① 1 月あたり報酬金額

計算期間の翌月初第二営業日、但し、引落としができない場合は翌月初第九営業日以降の日を 1 月あたり報酬金額の報酬支払時期とします。

② 全売却時報酬金額

全売却に伴う金銭の支払日を全売却時報酬金額の報酬支払時期とします。

※ 消費税率は 10%で計算しています。税制等の変更により、税率が変更された場合は、変更後の税率によります。

※ 税込の報酬料率は最大値となります。

<間接費用>

投資対象有価証券及び MRF について、それぞれに係る投資信託の信託約款の定めにしたがい、お客さまの負担する費用として、以下の費用が発生します。詳細は各投資対象有価証券又は MRF の目論見書等に記載されます。

運用管理費用（信託報酬）が投資対象有価証券の純資産総額に対して上限 0.22%（年率・税込）かかります。但し、MRF については上限 1.02%（年率・税込）となります。運用管理費用の他に信託事務の諸費用（監査費用を含む）が、投資信託有価証券の純資産総額に対して上限 0.11%（年率・税込）かかります。また、別途、投資対象有価証券及び MRF が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。

なお、本投資一任契約に基づく個々の有価証券取引を行うにあたっては、売買手数料等は無料となります。

以上

9000-0030(23.09)